

資料提供	
平成26年3月19日	
担当課 (担当者)	健康政策課 (木村・住田)
電話	0857-26-7153

県内のインフルエンザ流行状況について
(県内全域に注意報継続発令中)

鳥取県感染症情報センターの感染症発生動向調査インフルエンザ集計速報値(平成26年第11週:3月10日～3月16日)によると、県全体の患者数が前週よりも増え、かつ県内西部地区では1定点あたりの報告数が下記のとおり29.64人となり、警報レベルの30人に近づいています。

また、例年の同時期に比べインフルエンザ患者が多く報告されており流行が継続しておりますので、県民の皆さまにおかれましては、引き続き一人一人の取り組みによる感染予防・感染拡大防止に御協力をお願いします。

発令状況は、県内全域として引き続きインフルエンザ注意報発令のままです。

記

1 平成26年第11週(平成26年3月10日～3月16日)の定点あたり患者数

※ ()は第10週の数值

全県: 24.45人 (23.62人)

東部地区: 18.75人(21.00人)、中部地区: 26.33人(26.50人)、西部地区: 29.64人(24.91人)

報告患者総数: 709人(685人)

2 県民の皆さんへのお願い

- 例年春先にかけてインフルエンザはB型が流行する傾向がありますので、引き続き今後の流行に注意が必要です。
- 咳やくしゃみなどの症状がある場合は、咳エチケットを心がけましょう。
- インフルエンザ様症状がある場合はマスクを着用して早めに医療機関を受診し、医師の指示に従い治療しましょう。受診する際は次のことに注意してください。
 - ・ あらかじめ医療機関に電話をするか、窓口で発熱などの症状があることを伝え、指示に従って受診しましょう。受診するときはマスクを着用してください。
 - ・ 流行期においては、救急医療を必要とする方を迅速に受入れることができるよう、なるべく平日昼間の受診をお願いします。

<参考>

1) 注意報、警報について

インフルエンザについて、以下の基準に基づき、注意報・警報を発令し、感染予防、感染拡大防止を図る。なお、発令基準は、国基準に同じ。

- ・ 注意報 定点あたり患者数が10人を超えた場合に発令、10人を下回った場合に解除
- ・ 警報 定点あたり患者数が30人を超えた場合に発令、10人を下回った場合に解除

2) 県内の定点医療機関: 29の小児科・内科の医療機関(東部12、中部6、西部11)

3) 定点あたり患者数とは、1週間にインフルエンザで定点医療機関を受診した1定点あたりの患者数。(例えば、県全体で29人の患者数報告があった場合には、定点あたり患者数が1人となる)

インフルエンザの流行状況

1 鳥取県と全国のインフルエンザ患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

月	平成26年1月					平成26年2月				3月	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
鳥取県	1.31	2.52	4.72	11.52	15.10	14.93	15.90	18.31	26.76	23.62	24.45
全国	2.16	5.51	11.78	24.81	34.44	30.72	28.18	27.36	28.44	22.93	集計中

鳥取県では平成26年第4週に注意報レベルである定点あたり患者数10を超えました。なお、流行開始については平成26年第2週に発表しています。

(定点あたり患者数が10人以上で注意報発令、30人以上で警報を発令)

鳥取県の定点医療機関は29、全国の定点医療機関は約5000あります。

定点あたり30人：警報発令のめやす

定点あたり10人：注意報発令のめやす

2 インフルエンザによる学校の臨時休業・施設の集団発生の状況(平成26年3月19日現在)

月	1月			2月				3月			合計
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
休校	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
学年閉鎖	0	4	2	1	3	3	6	8	13	5	45
学級閉鎖	4	5	9	12	2	11	18	15	17	2	95
集団発生	2	6	5	5	5	12	7	11	13	5	71
合計	7	15	17	18	10	26	31	34	43	12	213

※ 数は延べの報告数。臨時休業・集団発生の報告があった施設の実数は189施設。

3 鳥取県内のインフルエンザ流行状況:過去5シーズンとの比較

